

令和2年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年2月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和2年2月26日 午後1時30分 令和2年2月26日 午後2時30分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 14名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	仮議席番号	氏 名	出席	仮議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	9 番	佐藤 正明		10 番	小林 忍	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R2.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和2年第2回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は14名でございます。
		したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番の佐藤正明委員及び10番の小林忍委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日1日といたします。
日程3 報告1	議長	次に、日程第3 議事に入ります。
	議長	報告第1号「認定電気事業者の行う中継施設設置に係る事業計画書について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
議案1	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	報告が終わりましたので、次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります澤田英雄委員にお伺いします。
		本件の調和要件は問題ありませんか。
	2番委員	申請者がこの地域で耕作を始めて4年目となりますが、地域との関係は良好で、問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
議案2	議長	次に、議案第2号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、議題といたします。

議 事 の 経 過 (R2.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 1 番～5 番、7 番～10 番までの件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 1 番～5 番、7 番～10 番までの件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 1 番～5 番、7 番～10 番までの件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 6 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 番の 委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長 事務局長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。

議 事 の 経 過 (R2.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 6 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 6 番の件は、可と決定いたします。
	議長	■■■■委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 11 番の件を議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、■■番の■■■■委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の諮問内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 11 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内 11 番の件は、可と決定いたします。
	議長	■■■■委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明）
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。

閉会	議長	異議なしと認めます。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定いたします。 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和２年 第２回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。
----	----	--